

令和8年度むらとつながる農村体験事業（関係人口）業務委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度むらとつながる農村体験事業（関係人口）業務

2 目的

地域資源を活用した農村体験プログラムを企画開発し、農村地域の関係人口の増加による農村集落の活性化を図る。

※本事業の想定する「関係人口」は、援農体験、地域行事への参加・運営協力、草刈り体験等を通じて継続的な交流を行うことを指す。

3 履行期限

令和9年3月12日（金）

4 農村体験プログラムの対象地域

県内の農山漁村地域（大隅半島を想定）

【1地域】

5 業務内容

（1）中間支援組織を主体とした農村体験プログラムの企画・開発

関係人口の創出のため、地域の農家や農村とのつながりを提供できる中間支援組織と連携し、地域資源を活用した農村体験プログラムの企画・開発を行う。

【2プログラム以上】

※ なお、体験プログラムについては短時間の体験だけでなく、例えば援農体験、地域行事への参加・運営協力、草刈り体験等を通じて地域住民との交流が促され、その後に地域とつながりが期待されるようなプログラムを含むものとする。

（2）農村体験モニターツアーの実施

① （1）にて開発した農村体験プログラムを活用し、地域外の住民に向けたモニターツアーを実施する。

- ・モニターツアー実施回数：2回以上（日帰りも可）
- ・参加者は10名程度を想定
- ・必要に応じて、旅行会社等と連携し、一般客を対象にしたモニターツアーを実施する。
- ・宿泊を伴う場合は極力地域での宿泊（農家民宿や廃校活用施設等）を設定し、ツア一代金は一部委託費から補助してもよい。

② 募集にあたってはSNSやWebサイト等を活用し、モニターツアー告知用のチラシ（データ可）を作成する。

③ モニターツアー参加者、実施地域（体験提供者等）にアンケート調査を実施する。

（3）農村体験モニターツアーの打合せ及び検討会の実施

① モニターツアー実施にあたって、ツアーコンテンツ、情報発信の方法等について実施地域と十分な打合せを行う。【随時】

② ツアーコンテンツの実施後に実施地域において検討会を行う。(Web可)

【内容】モニターツアーの結果共有、関係人口創出に向け、持続可能なプログラムにするための検討など

【収集範囲（例）】中間支援組織、体験提供者、市町村関係者など

③ その他必要に応じて打合せを実施する。【随時】

(4) 県が主催する「むらとつながる農村体験事業報告会」で取組事例、実績等を報告する（オンラインを想定）

(5) プログラムの情報発信

完成した農村体験プログラムを実施地域のホームページ、SNS等に掲載する。

(6) 業務報告書の提出

業務完了後、実施内容等を業務報告書として取りまとめ、県農村振興課へ提出すること。

(1) 提出部数

区分	規格	部数
① 業務報告書	A-4	1部
②概要版資料（HP掲載用）	A-4	1枚
電子媒体	電子データをメールで提出	

① 業務報告書

ツアーコンテンツに係る参加者への説明会や、検討会などの内容（協議内容、出席者）をまとめること。また、次年度の事業実施にあたり改善点や新たな提案等も盛り込むこと。

② 取組事例を掲載したA4形式のPDFデータ（県HP掲載用）

取組事例1枚にまとめた概要版のデータを作成すること。

6 留意事項

(1) 業務の遂行にあたっては、県農村振興課と随時打合せを行うこととする。

(2) 本仕様書に定めのない事項については、県農村振興課と業務受託者が協議のうえ、これを定めるものとする。

(3) 業務の遂行にあたり、第三者（県農村振興課及び業務受託者以外のもの）が所有する素材を用いる場合には、著作権に関する事務処理等を行うこととする。

(4) 業務受託者が作成したデータや写真、イラスト、動画、文章等の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は、県農村振興課に帰属するものとする。ただし、業務受託者が営利目的以外で使用する場合は、県農村振興課と協議するものとする。業務受託者は、当該業務に伴う成果物等に対し、著作者人格権を行使しないものとする。